

表彰



東京都町村体育協会連合会から表彰

第42回東京都町村総合体育大会総
合開会式で表彰されました。

■特別功労表彰

大野元雄さん（NPO法人羽村市体育
協会前会長）

NPO法人羽村市体育協会会長およ
び東京都町村体育協会理事の要職を
歴任され、会の発展に寄与された功績
が認められたものです。

■功労表彰

井上克巳さん（NPO法人羽村市体育
協会理事）



羽村市総合体育大会（陸上競技の部）・
ジュニア駅伝大会・羽村市市民体育祭
などの審判長として、長年にわたり青
少年健全育成とスポーツの普及・発展
に尽力された功績が認められたものです。
問合せ スポーツセンター ☎5555-1
0033

福祉



④受給者証の更新

9月1日(月)から、④受給者証が新し
くなります。新しい受給者証を8月中
に送付しました。今までの受給者証は、
障害福祉課へ返却してください。

住所や保険の種類が変わったり、転
出・死亡・施設入所などで資格が無く
なったりした場合は、手続きが必要で
す。
対象 身体障害者手帳1・2級（内
部障害は3級を含む）、愛の手帳1・
2度をお持ちの方

※規定の所得制限額を超える方、65歳以
上で新規に障害認定を受けた方、後期
高齢者医療受給者証をお持ちで住民税
が課税されている方などは対象外です。
問合せ 障害福祉課障害福祉係

東京都シルバーパスの更新

満70歳以上の方に、申込みにより、
都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バ
スを利用できる「東京都シルバーパス」
が発行されます。

有効期限が平成20年9月30日までの
シルバーパスをお持ちの方に、東京バ
ス協会から必要書類が送付されます。
次の期間に更新手続きをしてください。

日時 9月1日(月)～3日(水)・5日(金)・
24日(水)～26日(金)午前10時～午後4時
会場 市役所1階101会議室
必要書類など

- ①シルバーパス更新申込書
- ②住所・氏名・生年月日が確認できる
身分証明書（保険証または免許証）
- ③平成20年9月30日まで有効のパス
- ④費用（通常2万5100円）

次の方は費用1000円で交付されます

- 平成20年度市民税が「非課税」の方
必要書類 右記の必要書類のほか、次
のいずれかの書類（提示のみ）
- 平成20年度介護保険料納入（決定）
通知書の所得段階に1・2・3・4
のいずれかの段階が記載されたもの
- 平成20年度住民税非課税証明書
- 生活保護受給証明書
- 平成20年度「経過措置」の対象の方
必要書類 右記の必要書類のほか、次
のいずれかの書類（提示のみ）
- 東京都シルバーパス交付手続き用確
認書または介護保険料所得段階のお
知らせ
- 平成17年度介護保険料納入（決定）
通知書の所得段階に1・2・3のい
ずれかの段階が記載されたもの
- 平成17年度住民税非課税証明書

※10月1日(水)以降に交付を希望する方
は、バス営業所、羽村市シルバー人
材センター（毎月始めの平日5日間

のみ）で受け付けます。
問合せ 東京バス協会シルバーパス専
用 ☎03-5308-6950（土・
日曜日、祝日を除く午前9時～午後
5時）／東京都福祉保健局在宅支
援課 ☎03-5320-4177（土・
日曜日、祝日を除く9月30日(火)まで
の午前9時～午後5時）／羽村市高
齢福祉介護課高齢福祉係

恩給欠格者、戦後強制抑留者、 引揚者の方へ

平和祈念事業特別基金では、恩給欠
格者、戦後強制抑留者、引揚者の方に、
特別慰労品を贈呈しています。

引揚者は、終戦の日まで引き続き1
年以上日本国外で生活し、戦後引き揚
げてきた家族全員が対象です。

請求書などは社会福祉課窓口で配付
しています。請求期限は平成21年3月
31日(火)までです。未請求の方は、早め
に申請してください。

※資格要件など詳しくは、独立行政法
人平和祈念事業特別基金へ問い合わせ
てください。

問合せ 独立行政法人平和祈念事業特
別基金（無料電話）☎0120-12
34-933（土・日曜日、祝日を
除く午前9時15分～5時15分）／羽
村市社会福祉課庶務係

家具転倒防止器具の給付

70歳以上の高齢者世帯などに、災害時に家具の転倒を防止する器具を給付しています。

■転倒防止支柱 たんすなどの上に設置し、天井と固定します。

■転倒防止板 家具の下に敷き、家具を安定させます。

対象 次のいずれかに該当する世帯

①市内在住の70歳以上の一人暮らしの方、または70歳以上の方のみの世帯

②介護保険の要介護認定の結果、要介護3以上の認定を受けた方を在宅で介護している世帯

③身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯

※一度給付を受けた方は対象となりません。

個人負担額 器具購入費用および取付費用の1割

給付数 1世帯につき家具転倒防止器具3組まで

申込み・問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係

子育て



9月のおしゃべり場

9月のテーマ お母さんの時間

中央児童館 9月11日(木)

西児童館 9月12日(金)

東児童館 9月16日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分
※事前の申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

平成19年度末 羽村市次世代育成支援行動計画の進捗よく状況

市では、次代を担う子どもたちが健康やかに成長できる環境や子育てが安心していくため、平成17年3月に羽村市次世代育成支援行動計画を策定しました。

この計画は、市民、地域社会、団体、企業などが計画の進捗よく状況などの情報を共有し、協働して計画を推進することが不可欠です。そこで、平成19年度末の進捗よく状況を市ホームページで公表します。ぜひ、ご覧ください。

計画期間 平成17～21年度

計画事業数

重点プロジェクト
16事業、推進事業1
14事業

問合せ 児童青少年課

児童係

進捗よく状況結果の内訳

完了	3事業
着手・推進	124事業
一部着手	3事業
合計	130事業

※未着手事業なし

税金



家屋調査

平成20年中に新築・増築をした家屋の調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。普段、留守にしている方は、都合のよい日を事前に連絡してください。

問合せ 課税課資産税係

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申告書を提出してください。

平成20年中に

□住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した

□住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった

□住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した

□住宅を事業用家屋に用途変更した
申告先・問合せ 課税課資産税係

取りこわし家屋(建物)の届け出

平成20年中に家屋の全部または一部を取りこわした方で、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で家屋の滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合は、取りこわしの届け出をしてください。登記または届け出をしないと、平成21年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。必ず届け出てください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

暮らし



公的個人認証サービスの休止

東京都によりシステムの更新作業が行われるため、次の日程で電子証明書の手続き(発行や失効など)ができなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期日 9月22日(月)

問合せ 市民課受付係

横田基地の演習

米軍横田基地では、次の日程により演習が行われる予定です。

演習期間中は基地内でサイレンが鳴ったり、緊急放送が行われたりすることが予想されます。

期 日 9月11日(木)・12日(金)

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすることや情報を迅速に提供することなどを、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 企画課企画担当

10月1日(水) コミュニティバスはむらんのダイヤ改正

10月1日(水)から羽村東コースの福生病院往復ルートを増やします。

これに伴うダイヤ改正など詳しくは、広報はむら9月15日号でお知らせします。

問合せ 生活安全課交通・防犯係

文化・教育



青少年健全育成成功労者および模範青少年等表彰者の推薦

青少年健全育成成功労者および模範青少年などを推薦してください。審査会

を経て、11月8日(土)に行う青少年健全育成の日に褒状および記念品を贈呈します。

表彰対象 市内在住・在勤・在学の方

表彰基準

■ 青少年健全育成成功労者
次のいずれかの活動に5年以上従事した18歳以上の方

① 青少年の指導育成活動

② 青少年を取巻く社会環境浄化活動

③ 青少年の健全育成活動

■ 模範青少年など

次のいずれかに該当する18歳未満の方

① 社会環境美化など公共への奉仕活動に3年以上従事した方

② 地域活動に従事し、青少年などの模範として認められる方

※過去に表彰された方は、該当となりません。

※推薦は、町内会・自治会、青少年対策地区委員会、小・中学校・高等学校、小・中学校PTA、高等学校PTA、青少年育成団体を通じて行ってください。

申込み・問合せ 9月22日(月)までに、児童青少年課青少年係へ

申込み・問合せ 9月22日(月)までに、児童青少年課青少年係へ

9月20日～26日は動物愛護週間

問合せ 環境保全課環境保全係

私たち一人ひとりに命があるように、動物にも大切な命があります。

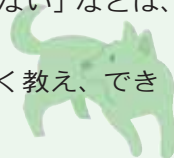
動物を虐待したり、捨てたりする行為は絶対に許されるものではありません。動物の愛護および管理に関する法律による罰則の対象となります。

また、飼い主が正しい飼い方を知らない、動物の健康を害するだけでなく、人に迷惑や危害を及ぼす原因にもなります。飼い主には、動物の習性などをよく理解し、愛情をもって飼い続ける責任があります。

犬にはしつけを

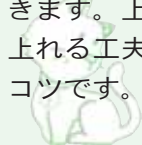
しつけは、人と犬が同じ社会の中で一緒に暮らしていくために不可欠なものです。「むだ吠えをさせない」「人や他の動物を攻撃させない」などは、最低限覚えさせたいしつけです。

「スワレ」や「マテ」などを根気よく教え、できたらほめてあげましょう。



猫の飼育は屋内で

猫は、屋内で飼う環境があれば、外で事故などにあうこともなく家の中で安心して飼うことができます。上下運動ができるよう家具の上などにも上げる工夫をすることが、屋内飼育を成功させるコツです。



不妊・去勢手術

「手術はかわいそう」と迷っている方がいますが、手術は一度で済み、確実です。もらい手のつかない不幸な命を生み出さないためにも、ぜひ受けさせましょう。

身元の表示

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするために、犬には鑑札をつけ、猫やその他の動物には名札などをつけましょう。大規模災害が発生した時にも役立ちます。

動物は、近所や地域の迷惑とならないよう、責任をもって飼いましょう。